

小松法人会 だより

第122号

令和5年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会
編集：広報委員会
地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡
事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内
TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825
E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp



新春のごあいさつ

令和5年の年頭に当たり、新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局及び関係団体各位の深いご理解と温かいご支援を頂き心から感謝申し上げます。

昨年は、コロナの収束が見えない中、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に始まり、8月の豪雨等国内外において大きな事件、事故、災害等のニュースが日々飛び込んでまいりました。経済環境も、世界的なエネルギー価格の高騰、歴史的な円安などを背景に物価上昇が強まっており、いつ鎮静化するか、先行き不透明な状況が続いております。企業の経営悪化要因も複雑化しており今後も様々な影響が懸念されます。

さて、法人会活動は、3年振りに全国規模で開催される全国大会、全国女性フォーラム、全国青年の集いが、万全の感染症拡大防止対策を講じて集合型で開催され、全国から多くの仲間が集まりました。また、当法人会においては、女性部会が「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式の開催、青年部会が租税教室の新たな取り組みとして、親子で学ぶ租税教室の開催と活動の幅を広げてまいりました。こうした中で、親会、女性部会及び青年部会の役員を支部委員とする各支部会議を順次開催し、役員間の意識の共有を図ることができました。

なお、本年は「卯年」で、卯は穏やかで温厚な性質であることから、「家内安全」、跳躍する姿から「飛躍」、「向上」を象徴するものとして親しまれています。他にも「植物の成長」という意味もあり、新しいことに挑戦するのに最適な年と言われております。令和5年は、皆様が「飛躍」、「向上」、「成長」し、そして世界が「安全」で「平和」な年になってほしいと願っております。

ところで、当法人会は、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。

令和5年におきましても、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に取り組むことにより、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝及び会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、税務当局及び関係団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会
会長

小前田 彰



《石川県からのお知らせ》

法人県民税法人税割の超過課税に関するお知らせ

石川県では、法人県民税法人税割について超過課税を実施しておりますが、令和3年2月に講じた新型コロナウイルス感染症等に係る税率の引下げ措置が終了し、**令和5年2月1日以降に終了する各事業年度分から超過課税対象法人の税率が1.8%へ還元されます。**

◎**超過課税の適用期間** 令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

◎**法人税割の税率** 適用税率 **1.8%** (標準税率 1.0% 超過税率 **0.8%**)

(令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する各事業年度分)
適用税率 **1.4%** (標準税率 1.0% 超過税率 **0.4%**)

◎**超過課税の対象となる法人** 次のいずれかに該当する法人

①資本金又は出資金の額が1億円を超える法人

②法人税額が1,000万円を超える法人

③相互会社

《お問い合わせ先》

石川県金沢県税事務所 TEL: 076-263-8832

石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

年頭のごあいさつ



小松税務署長
上田 利男

令和5年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組み、租税教育活動や各種研修会等の開催のみならず、地域に根ざした社会貢献活動など、長年にわたり積極的に活動を展開しておられます。

これもひとえに、小前田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御熱意と御努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、ここ数年の経済社会や技術環境の急速な変化に伴い、国税当局におきましても、納税者の皆様の利便性向上を目的とした「税務手続のデジタル化」を更に進め、確定申告手続や年末調整手続の電子化、納付手段のキャッシュレス化、税務相談のためのチャットボットの拡充など、納税者の皆様がますます便利になるように、納税環境の整備に取り組んでおります。

間もなく、令和4年分の確定申告の時期を迎えます。

国税当局では、自動計算・自動入力機能がある「国税庁ホームページ確定申告書作成コーナー」を利用して、御自宅からe-Taxを送信できる「スマホ申告」をお勧めしております。また、申告だけではなく、チャットボットによる税務相談や新しく利用可能となったスマホアプリ納付などのキャッシュレス納付も御利用いただけますので、是非ご利用ください。

会員の皆様方には、御自身の申告はもとより、御家族や社員の方々の確定申告にも、スマホ申告の御利用を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本年は消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入の年となっており、本年10月1日に登録事業者となる方の登録申請期限は3月31日となっております。今後とも、納税者の皆様が円滑に申請や準備ができますよう、引き続き丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお願い申し上げます。年頭の御挨拶とさせていただきます。



（令和4年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税） （個人事業者）の申告と納税は正しくお早めに

申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

3月15日(水)

振替利用者の振替納付日

4月24日(月)

消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

3月31日(金)

振替利用者の振替納付日

4月27日(木)

令和4年度 通常総会・各支部会議の開催状況



第11回通常総会 (於：ホテルピナリオKOMATSUセントレ)



加賀支部会議
(於：ホテル・アローレ)



小松支部会議
(於：小六庵)



能美支部会議
(於：八松苑)

第11回通常総会

令和4年6月6日(月)、ホテルピナリオKOMATSUセントレにて、小松税務署の大竹口署長をはじめ、多数の来賓及び会員を迎え第11回通常総会を開催しました。

はじめに、法人会の運営、活動に長年功労があった5名に対する全法連会長賞(3名)と県法連会長賞(2名)の表彰の伝達が行われました。

議事では、令和3年度の事業報告及び収支決算の審議が行われ満場一致で承認され、その後、令和4年度の事業計画及び収支予算が報告されました。

議事終了後、大竹口小松税務署長、西田小松県税務所長から祝辞をいただき、宮橋小松市長からのメッセージ、祝電を披露して盛会のうちに閉会しました。

支部会議

本年度は、小松税務署から近藤副署長をお招きして、親会の理事並びに女性部会及び青年部会の役員を支部委員とする支部会議を、令和4年10月4日に加賀支部、10月20日に能美支部、10月25日に小松支部と順次開催しました。各支部会議において組織の現状と会員増強の推進及び福利厚生制度の推進等について話し合い、役員間の意識の共有が図られました。

法人会全国大会

千葉大会

第38回法人会全国大会「千葉大会」が10月13日(木)、千葉県の幕張メッセ幕張イベントホールにて開催されました。今年度は3年振りの集合型開催となり、全国から1,600名の企業経営者が集結し、当会からは、小前田会長以下3名の役員が出席しました。

大会は、第1部で安藤優子氏の記念講演が行われ、第2部の式典では、令和5年度税制改正に関する提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われました。



令和5年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!



税の提言活活

会員企業の役に立つ「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています

小松法人会では、令和4年9月22日の全法連理事会で決議され、全国大会(千葉大会)で報告された「令和5年度税制改正に関する提言」の内容を基に作成された『令和5年度税制改正に関する提言書』を11月24日(木)能美市、11月29日(火)小松市、12月2日(金)に加賀市の各市長並びに各市議会議長に提出して陳情活動を行いました。また、11月30日(水)には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。



(小松市長への提言活動)



(加賀市長への提言活動)



(能美市長への提言活動)



地域社会貢献活動

《各商工会議所・商工会との共催による講演会の実施》

本年度の地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を左記のとおり実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。当日は、各会場において税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。



於：こまつ芸術劇場うらら



於：ゆのくに天祥



於：能美市辰口福祉会館



於：川北町文化センター

開催日	9月6日(火)	10月28日(金)
商工会議所名等	小松商工会議所 (こまつ芸術劇場うらら)	加賀商工会議所 (ゆのくに天祥)
講師・演題	読売新聞特別編集顧問 橋本 五郎 氏 『日本の今後のゆくえ』	独協大学経済学部教授 森永 卓郎 氏 『日本の未来を明るくするヒント』

開催日	11月5日(土)	11月18日(金)
商工会議所名等	能美市商工会 (能美市辰口福祉会館)	川北町商工会 (川北町文化センター)
講師・演題	フリーアナウンサー 生島ヒロシ 氏 『人生を楽しむための知恵』	石川税理士事務所代表 石川 和男 氏 『仕事の効率が劇的に変わる 時間管理術セミナー』

女性部会だより

法人会全国女性フォーラム
『静岡大会』に参加

4月14日(木)に静岡市において「ふじのくに」地域で学び、文化でつなぐ」
「女性の力」を大会キャッチフレーズに開催された第16回法人会全国女性フォーラムに森部会長以下5名が参加しました。

大会は第1部は俳優の別所哲也氏による記念講演が行われ、第2部大会式典では租税教室等の事例発表等が行われて式典は終了しました。



令和4年度「税に関する絵はがき
コンクール」表彰式の開催

女性部会では小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催しております。本年度は、加賀市、能美市、川北町の小学校15校から488点の応募作品があり、厳正な審査の結果、11名の方が受賞、15名の方が入選されました。

なお、11月5日(土)にホテルビナリオKOMATSUセントレにおいて、「令和4年度『税に関する絵はがきコンクール』表彰式」を執り行い、受賞者に表彰状と記念品が贈られました。



小松法人会のホームページがリニューアルしました。！！



《法人会全国青年の集い『沖縄大会』に参加》

- ・ 租税教育活動プレゼンテーションにて奨励賞
- ・ 健康経営大賞ファイナリスト事例発表にて優秀賞をそれぞれ受賞しました。



青年部会だより

「第36回法人会全国青年の集い」沖縄大会が11月24日(木)、25日(金)沖縄市の沖縄アリーナにて「ゆいまーる 未来をまもり、拓く」を大会スローガンに租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞ファイナリスト事例発表・大会式典・記念講演が開催されました。当会青年部会からは道場部会長以下10名が参加しました。

租税教育活動のプレゼンテーションは、全国から選抜された12会がプレゼンテーションを行うことになっており、24日(木)当法人会青年部会は、親子で一緒に参加しながら税について学び「税の仕組や使途について知る」ことを目的とした「親子で学ぶ！租税教室 in 航空自衛隊小松基地」と題した租税教育活動を中心に櫻井理事がプレゼンテーションを行いました。プレゼンテーションの評価及び表彰会の選定は、全法連青連協役員・委員、来賓・各青年部会長の皆様が投票形式にて行い、小松法人会青年部会は奨励賞を受賞しました。

また、青年部会の新しい活動の柱である「財政健全化のための健康経営プロジェクト」として各地域で行われた素晴らしい活動に関して、部会員企業部門においてエントリーされた16部会員企業から、当法人会の(株)江口組がファイナリスト5企業に選出され、事例発表を行い優秀賞を受賞いたしました。

租税教育活動 プレゼンテーション



健康経営大賞 ファイナリスト事例発表



租税教育活動

○小学生の「租税教室」(13校20回)を開催

小松法人会(青年部会、女性部会)では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しました。



「親子で学ぶ!租税教室 in 航空自衛隊小松基地」の開催

本年度、青年部会は、新たな取り組みとして小学校の夏休みを利用し、「親子で学ぶ!租税教室 in 航空自衛隊小松基地」を8月2日に開催したところ、小学生の親子17組の参加がありました。

地元開催のイベントが中止となるなか小松基地の協力を得て、青空の下、開催を実現することができました。

当日は基地広報の方から、小松基地の役割や日頃の訓練の説明を聞いた後、親子で税金クイズにチャレンジ!税の仕組みや用途について〇×クイズを行い、租税教室は親子の熱気で大いに盛り上がりました。また参加者全員に一億円のレプリカを持ってもらい、その重さと税金の大切さを改めて肌で感じてもらうことができました。

その後、基地内のF15戦闘機や救難ヘリの操縦席を身近に体験し、滑走路を次々に飛び立つ戦闘機に歓声が上がっていました。参加した親子からは、夏休みに親子で貴重な体験ができ、よい思い出になったとの感想をいただきました。

税務研修会等

小松法人会では、感染症拡大防止対策を講じて、新設法人説明会、決算期別説明会等を開催しております。また、前年に引き続き税務研修会及び年末調整説明会を開催したところ、多数ご参加いただきありがとうございます。



税務研修会 (小松商工会議所)



令和4年分 年末調整説明会 (小松商工会議所)

多年にわたる功績を称えて 令和4年度 納税表彰

小松税務署長表彰

令和4年度納税表彰において、小松法人会から小松税務署長表彰(法人会功績)2名の方がそれぞれ選ばれました。

本年も昨年同様に、新型コロナウイルスの影響で、例年「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ行われている納税表彰式典が中止となり、上田小松税務署長から各受表彰者に個別に表彰状が授与されました。

表彰を受けられた方々は、法人会の発展に尽力され、その活動を通じて多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に功績のあった方々です。



山本 正人氏
(於：(株)山本組 本社)



駒澤 茂氏
(於：(株)駒沢建工 本社)

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告・共通納税のお知らせ

エルタックス
eLTAX

石川県及び県内すべての市町では、地方税の申告手続・納税手続を、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じてインターネットで行うことができます。

自宅やオフィスから、複数の地方公共団体へ一度に申告・納税することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間

8:30～24:00 (土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。)

◎電子申告対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税含む)、個人県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)、事業所税
※なお、令和5年4月1日から、新たに次の4税目が電子納税できるようになります。

自動車税種別割、軽自動車税種別割、固定資産税、都市計画税

《eLTAX についてのお問い合わせ先》

地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

よくある質問 <https://eltax.custhelp.com/>



県税キャラクター
直之くん

電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置



- ◆令和5年12月31日までにを行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません**(事前申請等は不要)。
- ◆令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- ▶ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

- ◆紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書・領収書・契約書・見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります(PDFやスクリーンショットによる保存も可)。



どのように保存する必要があるのか？

- ◆改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

- ◆「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です(詳しくは下部をチェック)。

※2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

- ◆ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

改ざん防止のための措置について

- ◆システム費用などをかけずに導入できる“改ざん防止のための事故処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Wordファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

- ◆規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(例) 2021年1月31日 (株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000 (株)霞商店」

※税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆要件を満たしたソフトウェア等か確認するための**認証制度**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。(出典：国税庁ホームページ「パンフレット」)を加工



No.1

令和5年10月1日から

消費税の

インボイス制度

が始まります！



売手



インボイス発行事業者

インボイス



買手



課税事業者

！ 令和5年10月1日からインボイスを交付する場合

原則、令和5年3月31日までに

登録申請手続きが必要です！

◆詳しくは、
国税庁ホームページ「消費税インボイス制度特設サイト」へ

登録申請手続き



税務署主催
説明会の開催日程



インボイス制度
特設サイト



※ e-Taxを利用した登録申請手続きには、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

【軽減・インボイスコールセンター】

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）



金沢国税局



No.2

さあ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナー から

作成コーナー



自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



医療費控除

スマホ申告



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



確定申告 動画





No.3

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます!

PayPay
 d払い
 au PAY
 LINE Pay
 m Pay
 amazon pay



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✔ **事前手続き不要!**

✔ **いつでもできる!
場所を選ばず
どこでもできる!**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス!

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き!

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

国の教育ローンのご案内

> 融資制度の概要

融資限度額

- お子さま1人につき上限**350万円** ※ 一定の要件に該当する場合は上限**450万円**
詳しくはホームページをご覧ください。

ご返済期間

- **18年以内**

金利

- **年1.95%** (令和4年11月1日現在) **固定金利**

※ 「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上(注)の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.55%

(注) お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

お使いみち

- 学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- 受験費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- 住居にかかる費用(アパート・マンションの敷金・家賃など)
- 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など
- ご融資金にかかる保証料

※ 今後1年間に必要となる費用がご融資の対象となります。

※ 入学資金については、原則として入学される月の翌月末までのご融資となります。

※ 保証料は、ご融資金の全額に対してかかります。保証料分を加えるなどにより、ご融資金が増えれば保証料も増額します。

ご融資の対象となる学校(中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に限ります)

- 【修業年限6ヵ月以上】 高校、短大、大学、専修学校 など
- 【修業年限3ヵ月以上】 海外の高校、大学、語学学校 など

※ 学校によっては、一定の要件を満たす必要があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

教育ローンコールセンター

 **0570-008656** または 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～19:00

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません

国の教育ローン

検索



日本政策金融公庫
国民生活事業

法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

変更届

公益社団法人
小松法人会 御中

令和 年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏名	役職名 氏名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町二の1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp